明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五六）　三
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**同**五七）　四
○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**同**五八）　五
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**五九）　五

〔府令・省令〕

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　六
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**七）　六
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**九）　七
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**九）　七

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**六一）　七
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三一）　三
○薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令の一部を改正する省令（**同**一三二）　三
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**一三三）　三
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**農林水産**六五）　三
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**六六）　三
○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**六二）　四
○自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（**同**六三）　四

〔告　示〕

○保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（**金融庁**一三三）　五
○保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（**同**一三四）　五
○保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部を改正する件（**同**一三五）　五
○保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（**同**一三六）　六
○長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第六号ハの規定に基づき所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**同**一三七）　六
○銀行法施行規則第三十四条の三十七第六号ハの規定に基づき所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**同**一三八）　六
○信用金庫法施行規則第百四十三条第六号ハの規定に基づき所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**同**一三九）　七
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第六号ハの規定に基づき所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**同**一四〇）　七
○中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示（**金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　七
○労働金庫法施行規則第二十五条第六号ハの規定に基づき所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**金融庁・厚生労働**六）　八
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第六号ハの規定に基づき所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**金融庁・農林水産**一三）　八
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第六号ハの規定に基づき所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**同**一四）　八
○農林中央金庫法施行規則第百二十三条第六号ハの規定に基づき農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（**同**一五）　八
○平成二十二年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（**総務**四四九）　九
○平成二十二年総務省告示第三百五十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を訂正する件（**同**四五〇～四五三）　九

（以下次のページへ続く）